

経営会議の内容

件 名	(仮称)大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例と規則の制定について
所 管 部	政策部
日時・場所	平成27年5月21日(木) 9:20~10:30 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、情報政策課長
提 出 理 由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本市が同法に基づき個人番号を利用する際に必要となる条例及び規則の制定を行うにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・ 条例に個人番号を取り扱う対象事業を定めることにより、市長部局と教育委員会間において個人番号に関する情報の授受が可能になるとのことだが、関連する規則は市長部局で制定するのみで足りるのか。 (所管部) 市長部局と教育委員会の双方において規則が必要になると考えられるので、今後調整し、適当な方法を検討していく。 ・ 個人番号制度は、市民も報道で目にする機会も多かったと考えられるので、丁寧な周知が必要であると思う。どのように対応していく予定か。 (所管部) 平成27年10月の全市民に対する個人番号の通知、平成28年1月の希望者への個人番号カードの交付など、各段階において丁寧な周知を行う予定である。また、個人番号カードは市民課の窓口で本人に交付することになっているので、その際には、暗証番号やカードを取り扱う上での注意事項などを十分に説明していく。 ・ 今回、政策部が中心となって、個人番号の利用に関する条例の制定に向けた作業を進めてきたが、番号を利用するのは福祉や子育ての分野が中心となってくるので、こども部としても遺漏のないよう確実に調整していきたい。 ・ 市民としては、知らないところで個人番号が使われてしまうことに不安を感じると思うが、フォローの体制はどうか。 (所管部) 国では、そのような懸念に対応しようと平成29年1月に「マイナポータル」というシステムの運用を開始する。これは、国民が自分の個人番号について、パソコン等から行政機関等がどのように情報を取り扱っているかなどを確認できるものである。 ・ マイナポータルについて、パソコンの操作に不慣れな高齢の方などへの配慮はどのように考えているか。 (所管部) 庁内に設置するマイナポータルの端末をタッチパネル式にしたり、車いすでも操作しやすい配置にしたりするなど、対応を検討していきたい。 ・ 国が個人番号の利用を医療の分野にも拡大させれば、地域包括ケアシステムの構築などにも有効に活用できるのではないかと思われる。今後、本市が行っている健康施策の推進に個人番号の情報を活用していくことは考えられるか。 (所管部) 現在の法体系では活用できない。ただし、法律の附則には、施行後3年以内に、政府が個人番号に関する情報の提供範囲の拡大について検討する旨が規定されているため、活用できる範囲が変更される可能性もある。 ・ 平成27年10月に行う、国民への個人番号の通知はどのように行われるのか。 (所管部) 市が国の機関に住民基本台帳に関する情報を提供し、その情報をもって国の機関が簡易書留により各世帯に郵送することになっている。

	・現在、本人確認の書類としては自動車運転免許証が一般的に重用されているが、高齢の方には負担であったと思う。こうした中で、個人番号カードの交付には一定のメリットがあるのではないか。 ・個人番号カードの券面にプリントされる本人の写真について、乳児の場合、風貌等が短い期間で変わってしまうと思うが、問題ないのか。 （所管部）国はカードに有効期限を設けている。乳児であれば５年となるが、その際には写真を変更してもらうことになる。 ・これまで、個人番号制度の導入にあたり、条例制定に向けた対応を中心に進めてきたわけだが、個人番号の通知など本格的な制度の開始を前に、新たな庁内組織を設置していく考えはあるか。 （所管部）引き続き、現行の体制で対応していく予定である。今後、庁内向けの説明会なども開催し、職員が個人番号に関連する情報を取り扱う上で留意事項などについて、適切に指導していきたい。 ・個人番号については、将来的に、図書館の貸し出し手続き等に活用することなどにより、市民の利便性の向上に繋げられる可能性があると思う。個人番号の適切な取扱いを確実に進めながら、今後の有効活用の余地についてもしっかりと研究していくことが必要である。
会議結果	案のとおり、進めていく。